

誓 約 書

自動車に青色回転灯を装備して自主防犯パトロールを行うに際し、下記のとおり誓約します。

記

- 1 青色回転灯は、自動車の屋根に1個又は1体のみ装備します。
- 2 青色回転灯を点灯させての運行は、自主防犯パトロールを行う場合又はデモンストレーション等で別に認められた場合に限りします。
- 3 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、車体に、防犯団体の名称と自主防犯パトロール中であることを明確に表示します。
- 4 青色回転灯は、その光源が点滅するものでなく、回転式の構造のものとし
ます。
- 5 青色回転灯を点灯させて運行する場合には、警察本部長が認めたものであ
ることを証する標章を自動車の後方から見えるように掲示します。
- 6 実施者には、警察本部長から交付されるパトロール実施者証を携行させます。
- 7 実施する地域は、証明書に記載の地域又はデモンストレーション等で別に
認められた地域に限りします。
- 8 運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、道路法その他の関係法
令を厳守します。
- 9 1～8に違反した場合には、証明を取り消されても異議申し立ては致しま
せん。
- 10 車両を用いて活動中の特異な事故や紛議があった場合には、遅滞なく通
報します。
- 11 自主防犯パトロールに使用する自動車の全部又は一部の使用を止める
場合、証明の取り消し通知を受けた場合には、標章の返還など必要な手続を
行います。

年 月 日

石川県警察本部長 殿

申請者の名称
代表者の氏名

備考

- 1 代表者が変更となる場合には、新たな代表者が誓約書を作成すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。